

尼崎市教育委員会 5月定例会 議事録

1 開会及び閉会の日時

令和8年5月25日 午後3時33分～午後4時31分

2 出席委員及び欠席委員

出席委員等	教 育 長	森山	太嗣
	教育長職務代理者	徳山	育弘
	委 員	太田垣	亘世
	委 員	片谷	勉
	委 員	庭山	和貴

3 出席した事務局職員等

教 育 次 長	藤川	明美
教 育 次 長	嶋名	雅之
管 理 部 長	佐々木	修
学 校 教 育 部 長	尾崎	匡
企 画 管 理 課 長	西川	欣伸
学 校 教 育 課 長	柳	伸彦
高 校 教 育 課 長	下飼	英明
社 会 教 育 課 長	林	直美

日程第1 議事録の承認

日程第2 議事

- (1) 議案第27号 令和9年度使用尼崎市立学校教科用図書の採択に関する基本方針について
- (2) 議案第28号 尼崎市教育振興審議会委員の委嘱について

日程第3 協議・報告

- (1) 学校運営協議会委員の解嘱及び委嘱について

日程第4 教育長の報告と委員協議

午後3時33分、教育長は開会を宣した。

森山教育長

本日の日程につきましては、前にお示しいたしております日程表のとおりです。

日程第2「議事」の「議案第28号 尼崎市教育振興審議会委員の委嘱について」は、会議規則第6条の2第1項第1号、すなわち『教育委員会に属する職員の任免その他の身分取扱に関する事件』に該当するため、公開しないことが適当であると考えますが、いかがでしょうか。

教育委員

異議なし

森山教育長

異議なしと認めます。

よって、「議案第28号」は、会議規則第6条の2第1項第1号に該当するため、公開しないことと決しました。

森山教育長

次に、日程第3「協議・報告」の「学校運営協議会委員の解嘱及び委嘱について」は、内容に個人情報が含まれますので、公開しないことが適当であると考えますが、

いかがでしょうか。

教育委員 異議なし

森山教育長 異議なしと認めます。

よって、学校運営協議会委員の解嘱及び委嘱について」は、会議規則第6条の2第1項第4号に該当するため、公開しないことと決しました。なお、公開しないことと決しました2件については、公開案件の審議の後に審議することといたします。

森山教育長 それでは、これより日程に入ります。

まず、日程第1の「議事録の承認」についてでございます。4月定例会の議事録につきましては、先般、事務局より送付しているとおりです。内容に質疑等はありませんでしょうか。

森山教育長 質疑がないようですので、これよりお諮りいたします。4月定例会の議事録を承認することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

森山教育長 異議なしと認めます。よって、4月定例会の議事録を承認することにいたします。続いて、日程第4「教育長の報告と委員協議」に移ります。報告を求めます。

企画管理課長 企画管理課長でございます。「教育委員会5月定例会報告事項」について、ご報告いたします。資料をお開き願います。

まず、総務関係でございます。5月18日に「兵庫県市町村教育委員会連合会定時総会・全県教育委員会研修会」が三田市で開催され、徳山委員と庭山委員にご出席いただきました。総会において、徳山職務代理者が副会長に選任されました。

次に、学校教育関係でございます。5月10日に尼崎市美方高原自然の家30周年記念式典が催され、教育長以下関係職員も現地で式典に出席いたしました。

次に、社会教育関係でございます。5月12日に第1回地域クラブ活動推進局内連携会議を開催いたしました。昨年度から行っているものになりますが、部活動の地域展開へ向け、局内の関係各課が集まって課題共有や意見交換、進捗報告を行っているものでございます。

最後に、6月の主要行事予定表でございます。5月27第1回兵庫県都市教育長協議会が西宮市で開催される予定です。また、6月2日からは市議会定例会が開会され、議員からの一般質問等に対応してまいります。教育委員会については、6月22日に「教育委員会6月定例会」を開催予定としております。開会時刻は15時30分からになります。報告は以上でございます。

森山教育長 報告は終わりました。報告内容に質疑はありませんか。

徳山委員 先ほど報告いただいたとおり、兵庫県市町村教育委員会連合会の副会長になった。理事会で幾人かの教育長が、自然学校が負担だと話されていて、教育長だけの協議会でも話をしているし、教育委員会連合会で自然学校が負担という意見表明をして欲しいという話がでた。いきなりそれを議題とするのはいかななものかといったん却下しているが自然学校はそんなに負担なのか。

- 森山教育長 私も昨年教育長に就任したところですが、阪神間の教育長の会議体では、いくつかの市の教育長が負担であるということを言われます。尼崎市としても意見を求められますので、事業所管課にも事前に確認した上で会議では発言しております。
- 自然学校については、通常は4泊5日の日程で兵庫県の補助事業で実施しております。負担といいますのは5年生を担当している先生が、4泊5日の引率につくのは大変との趣旨からだと思いますが、尼崎市は香美町にある美方高原自然の家を利用しており、尼崎から3時間半ぐらい移動に時間がかかります。他都市の教育長が言われる2泊3日ですと、行き帰りにそれぞれ1日かかりますので、実際の活動が1日しかなくなります。自然学校は、都会では経験できないようなことを、大自然の中で仲間と一緒に体験するものですので、1日では少ないです。ただ子どもたちと引率の先生方の負担も当然ありますし、特に子どもたちがしんどくなくてもいいませんので、内容はゆとりのあるプログラムを組んでおります。他の教育長は、子どもたちも大変でしんどいなと考えておられるようですが、それは本市では該当しないのではと考えております。ただ、先生方の負担はあるのかなということで、前半と後半で引率を分けたりしています。
- 私は他の教育長の主張とは違って、4泊5日の継続でよいかと思いますが、他の市が日程を自由に選べるような制度設計に、ということは賛同できるかなと考えています。
- 徳山委員 負担だということも大勢の意見ではなくて、声高に話される教育長もいる一方で、4泊5日にとっても意義があるという意見も強かった。
- 森山教育長 西の方の教育委員会の教育長からは、期間の短縮を求める意見はないですが、阪神間の一部ではその意見が強くあるように感じています。
- 徳山委員 僕は大阪でそういった仕組みがなかったから、そもそもが羨ましい話だ。
- 森山教育長 ちなみに自然学校については、27日の兵庫県都市教育長協議会でも議題の1つにあがっています。
- また、先ほどの報告にありましたが、美方高原自然の家の30周年記念式典に行って参りました。今年は41校中、39校の自然学校で利用予定だそうです。式典の翌週から冬場の1月、2月まで予定されているそうです。利用されない2校は医療ケア児など、急遽体調を崩しやすい子どもがいるなど、学校の判断で近場の施設を選んでいるケースなのかと考えています。
- 美方高原自然の家の施設は指定管理者等による維持管理が適切にされていて非常に綺麗ですが、30年もたつとハード部分が傷んできています。大規模なメンテナンスについては、指定管理者の負担ではなく、市が行っていく必要があります。
- 太田垣委員 30年だと比較的新しいほうの施設かと思うが、施設をなくそうというような動きはあるのか。
- 森山教育長 美方高原自然の家を利用しているのは、尼崎市だけになります。施設のキャパシティの関係で、小規模の学校でしたら2校同時受入できますが、大規模の学校ですと1校しか対応できないです。
- 森山教育長 それでは質疑がないようですので、本件についての報告は終わります。続けて、日程第2「議案」の「議案第27号 令和9年度使用尼崎市立学校教科用図書の採択に関する基本方針について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。
- 学校教育課長 学校教育課長でございます。議案第27号「令和9年度使用尼崎市立学校教科用

図書の採択に関する基本方針」についてご説明させていただきます。

このたびご審議いただく基本方針は、2・3ページの「義務教育諸学校」及び4ページの高等学校・特別支援学校高等部でございます。5ページからの説明資料にて、教科用図書採択についてご説明いたします。

まず、教科用図書の採択の仕組みです。6ページをご覧ください。中ごろにあります、尼崎市教育委員会において、①採択の基本方針を決定したのち、②教科用図書選定委員会及び各専門部会を組織します。③各専門部会において、採択に関わる教科用図書について調査研究を行い④その調査結果を選定委員会に報告します。⑤その選定委員会からの報告を教育委員会が受けて審議し、採択を行う、という流れとなります。また、市立高等学校等については、各学校にて選定委員会が組織されるため、申請を受けて審議し、採択を行います。

こうした、教科用図書の採択は、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」施行令第14条により、当該教科用図書を使用する年度の前年度の8月31日までにを行うことが定められています。

続いて、7ページの2「採択周期」をご覧ください。小学校、中学校については4年に一度の採択替えになるため、今年度は小学校が令和5年度に、中学校が令和6年度に採択されたものを採択します。また、市立高等学校及び特別支援学校高等部については、採択期間に関する定めがないため、毎年度、採択替えをすることができます。さらに、特別支援学級及び特別支援学校において使用する「附則第9条本（一般図書）」については、児童生徒の障害の程度が多様であり、教育課程も特別であることから、その実態に応じて毎年度に採択替えを行う必要があり、文部科学省や県教育委員会からの資料も参考に、個々の児童生徒の学習に適した図書を選定し、その報告に基づき、教育委員会で採択することになっております。

続いて、採択までの流れと日程をご説明いたします。本日の教育委員会において「令和8年度使用尼崎市立学校教科用図書の採択に関する基本方針」を審議いただき、それに基づいて、6月3日（水）に第1回教科用図書選定委員会を開催いたします。また、専門部会は、6月上旬に第1回を全体会として開催し、その後、期間中にそれぞれの専門部会を開き、調査研究を行います。7月上旬に第2回の選定委員会を開き、各専門部会からの報告を受け、教育委員会に対する報告書を作成いたします。そして、選定委員会から提出された報告書または申請書と、教科用図書の見本等を教育委員の先生方に事前にご覧いただき、7月27日（月）の定例教育委員会において、採択いただきたいと考えております。

それでは、本日審議していただく、尼崎市の基本方針についてご説明いたします。ここからは、義務教育諸学校、高等学校及び特別支援学校高等部に分けて説明させていただきます。2ページにお戻りください。「令和9年度使用尼崎市立義務教育諸学校教科用図書の採択に関する基本方針」となっております。基本方針の最初の4行につきましては、教科用図書の採択における基本的な理念を記載しております。「第2次尼崎市教育振興基本計画」など、尼崎市の教育における基本方針を踏まえることで、尼崎の子どもたちの成長を促す教科書を公正に採択するものであります。1から4には、採択についての基本的事項や考え方等を記載しております。5をご覧ください。今年度採択すべき教科用図書についてご説明します。採択すべき教科用図書は「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律および施行令」の定めに従い、(1)、(2)の小学校教科用図書については令和5年度、中学校教科用図書については、令和6年度と同一の教科書を採択いたします。(3)の特別支援学級及び特別支援学校小学部・中学部において使用する「一般図書」については児童生徒の実態に応じて調査し採択いたします。

続いて、3ページをご覧ください。選定にあたっての評価項目を示しております。次に、4ページをご覧ください。こちらは尼崎市立高等学校及び尼崎市立特別支援学校高等部用教科用図書の採択に関する基本方針となっております。こちらについても「義務教育諸学校」に準じた内容となっておりますが、先ほどもご説明した通り、各学校に設置する教科用図書選定委員会が、それぞれの教育課程に適した教科用図書を調査審議し、選定した教科書を申請し、この申請に基づき、教育委員会で採択していただくことになります。

最後になりましたが、参考資料といたしまして、8から10ページに「尼崎市立学校教科用図書選定委員会条例」、11から14ページに「県の基本方針」、15ページに「令和9年度使用尼崎市立学校教科用図書」採択教科の種目一覧、16・17ページに、小学校及び中学校における「令和8年度使用教科書一覧」、18ページに「第4期 ひょうご教育創造プラン（概要版）」、25ページに「教科書採択事務処理」に関する文科省の通知をつけております。

以上で教科用図書採択の方針についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

森山教育長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

徳山委員 この前の兵庫県市町村教育委員会連合会の研修が、学習指導要領の改訂についてだったので、委員の皆さんに急いで資料を共有したが、今年度、小学校と中学校の選定はないということか。今回の改訂は、AI と人間の棲み分けを強く意識した学習指導要領の改訂のようだ。

森山教育長 次期学習指導要領の改定について、わかる範囲でご説明いただけますか。

学校教育課長 次期学習指導要領の改定につきましては、2030年に小学校、2031年に中学校、2030年に高等学校と順次改定されていく予定になっております。その中では教育課程部会とかが行われているんですけども、主体的対話的で深い学びの実装や多様性の包摂というところが中心の議論となっておりまして、これからは探究的な学びが中心の学習が望まれるところになっております。そのような形で教科書も変わってまいります。教科書については、3種類の教科書が検定されることになります。今までどおり紙のみのものと、紙とデジタルのハイブリッドのものと、デジタル教科書のみのものが法的に認められるようになってくる予定となっております。

徳山委員 講演された方は、確か学習指導要領策定の責任者みたいな方で、この改訂では、総授業時間のうち定期的に1時間か削って裁量授業ができるようにするなどの内容だった。

庭山委員 文部科学省の学校教育課の方が講演されていた。

学校教育課長 次期学習指導要領の改定では、調整授業時数というところが設けられておりまして、例えば小学校ですと、今の45分授業を40分にするとか、中学校では50分授業を45分にするとか、その辺りを学校の裁量で分けられるようになっておりまして、それで浮いた時間を各学校の独自の取り組みができるようになります。例えば、特に必要な場合であれば、新しい教科を作ったり、総合的な学習の時間を少しボリューム上げて取り組んだりとか、そういう学校裁量の部分が少し増えてくるという流れになります。

徳山委員 今年度は特別支援学校と高校のそれぞれの学校でイメージしている子どもたちの教科書を選ぶということか。

太田垣委員 毎年、教育委員会で選定しているか。

- 徳山委員 毎年、この机の上にたくさんの教科書が回ってくる。絵本みたいなものから高校の教科書まで。
- 庭山委員 少し先のことになるが、先ほどの調整授業時数の話で、裁量的な時間が増えるというのはいいことでもあると思う一方で、学校現場においてきた時に、例えば教務主任の方を中心として、どういうふうに年間の授業のスケジュールを組んでいくかみたいなのを学校が戸惑われるのではと個人的に思っている。それについて現時点で何か考えていることはあるか。
- 学校教育課長 現時点で、具体的な下ろし方というものを検討しているわけではありませんが、今後いろいろと文部科学省からも資料が出てくるかと思いますので、それをしっかりと見ていきまして、必要な事項を学校園に周知していきたいと思っています。
- 学校教育部長 今、文部科学省の論点整理等で示しているのは、あくまで減ずることができるということで、減じなければならないということではないので、まず学校が減じたものをどのような形で子どもたちに返していくのか、先生方の力をつけていくのかというところで、学校長である主体性といいますか、そういったところが非常に求められるのではないかというふうに考えています。先ほど学校教育課長が申し上げたように、文部科学省から出てくる色んな情報等を随時共有しながら進めていきたいと考えておるところでございます。
- 庭山委員 情報共有的な話になるが、先の講演での質疑応答で、教科書の内容が現状のままであれば、減じると言っても減じようがないのではないかという質問が出て、文部科学省の方の回答としては、教科書は減じるケースがあった時にも対応できるような内容にするというようなそういった方向性で話をされていた。ただそこから高等学校の校長が挙手されて、義務教育段階において減らされた部分が、高校の方で追加になるだろうとか、あるいは高校の出口として、例えば大学入試のところでは求められる内容が変わらないのであれば、結果として高校のカリキュラムが増えるのではないかみたいなのを質問されていて、個人的には確かになとか、一応大学人でもあるので申し訳ないなとか思いながら、それに対する文部科学省の方の回答が少し明解ではなかったように感じたが、高校の校長先生のご懸念はもっともだなと思った。
- 徳山委員 時間いっぱいまで質問があって、確か幼稚園の側からも接続をどう考えているのかという質問があったが、回答は、幼稚園は保育園も幼稚園も私立と公立と色々あって接続は難しいと明確な回答を避けるような感じだった。
- 庭山委員 確かにそのあたりは回答が明確ではない部分もあったかと思う。
ただ個人的に次期学習指導要領、論点整理に示されている多様性の包摂等の観点からは、すでに尼崎市の教育振興基本計画に位置づいているところに非常に整合するところなので、そういった点では、尼崎市としてはいい方向性に進んでいるのではと思う。
- 森山教育長 それでは質疑がないようですので、これより採決に入ります。
お諮りいたします。「議案第27号」を、原案のとおり可決することに異議ござい

ませんか。

教育委員 異議なし

森山教育長 異議なしと認めます。よって、「議案第27号」は原案のとおり可決いたしました。ここで職員の入れ替えを行います。それでは、ここからは非公開といたしますので、傍聴の方は退席願います。

～～～～～～～～～～以下 議事の概要は非公開とする～～～～～～～～～～

森山教育長 以上を以って、本日の日程は全て終了いたしました。これをもちまして、尼崎市教育委員会5月定例会を閉会といたします。

以上、尼崎市教育委員会5月定例会の議事の全部を終了したので、午後4時31分、教育長は閉会を宣した。

尼崎市教育委員会5月定例会において、以上のとおり議事が行われたことを記録します。